

2002年 5月 24日発行 (隔月刊)

Shinjuku
Ikebukuro

連絡会

NEWS VOL.29



∞∞∞今号のメニュー∞∞∞

特集／ホームレス自立支援法
制定へ！

- 4月26日、全国の仲間と共に
国会請願行動をたたかう
- ホームレス自立支援法 (民主党案)
 - ホームレス自立支援法 (与党案)
 - ホームレス自立支援法制定運動と
制定後の連絡会運動 笠井和明

活動報告

- 第8回新宿メーデー
- 自立支援事業改善を求める都庁交渉
- W杯のとぼっちはご免だ!(池袋)

ザ・情報屋

(連絡会の活動紹介Ⅶ)

財政報告 (2001年度) と4月速報

定価100円 (カンパ込み)



- ホームレス自立支援法案、与党案が発表され、与野党協議が開始！

4月11日、自民、公明、保守の与党3党「ホームレス問題に関するワーキングチーム」（長勢甚遠座長＝自民党）による「ホームレス自立支援特別措置法案」の与党原案がまとまりました（全文は3ページから民主党案と合わせて掲載しています）。

現在、衆議院厚生労働委員会の幹事会において、昨年6月に上程され継続審議中の「ホームレス自立支援臨時措置法案」（民主党案）とのすり合わせが行われており、与党、野党ともに超党派の賛成による今国会中の制定を目指して動き始めました。

- 4月26日、全国250名の仲間が法案早期制定を求め、国会請願デモ、座り込みなどを行う。

この情勢を受け、4月26日、新宿連絡会や釜ヶ崎反失連など全国のNGO、NPO団体が集まり国会への大請願行動が行われました。衆議院議員

面会所前での集会には、民主党、共産党、社民党、公明党の10数名の議員が集まって下さり、私たちの請願を受けて下さりました。請願文をもった仲間とそれぞれの議員がしっかりと握手。共に早期制定を求めため力強いシュプレヒコールをあげてきました。

請願集会に出席されなかった自民党、保守党、自由党、無所属の関係議員には、その後ロビー団が議員会館に赴き、直接、ないしは秘書に要請文を手渡してきました。

国会請願デモ、日比谷公園での全国集会、議員会館前での座り込みなど終日にわたる行動でしたが、全国の仲間は一条も乱れずに、かつ元氣よく声を挙げ続けました。

- 国会会期末の滑り込み制定になるかどうか？

今国会は重要法案や疑惑問題などが山積みの状態です。会期末を睨み、ホームレス法案がギリギリで制定されるのか否か、今、全国の仲間達が固唾を呑んで見守っている状態です。



250名のデモ隊の先頭に立つ新宿、池袋の仲間たち。



法案制定の先頭に立つ鍵田、山井議員から発言をうける。

国会各党・各会派御中

「ホームレス自立支援法」の通常国会での 成立を求める請願書

長引く不況の中、仕事と住まいを奪われ、野宿生活を余儀なくされる人々の数が全国の各都市で増加し続けています。近年では大都市に限らず、全国のあらゆる都市において、公園、河川敷、路上などで困窮した生活を強いられる人々が増加しており、カプセルホテルやサウナ、深夜喫茶などを「仮の宿」とする潜在的なホームレス層を合わせると、その数は数万人にも及ぶと推定されます。

私たちは全国の各都市部において、野宿を強いられている人々と共に様々な支援活動を展開すると同時に、国の不作為の結果として多くの人々の野宿状態が固定化され、長期化させられていること、野宿者を安易に生み出す社会構造を国が放置していることこそが問題の根幹にあると考え、「国の責務」において抜本的な対策を行なうことを訴えてきました。そして昨年より、野宿を強いられた人々の自立を支援するため、国が責任を持って総合的な対策を行なうことを明記した特別立法の制定を求めて、請願活動を続けてきました。

そうした私たちの訴えに対して、多くの国会議員の方々が耳を傾けてくださり、与野党を越えて、「ホームレス自立支援法」制定に向けた気運が盛り上がっていることに、私たちは大きな希望を抱いています。

そして制定されるべき法案の内容についても、自立支援策推進に向けた「国の責務」を明確にするこ

と、雇用・住宅・保健医療・応急援護・生活保護・人権啓発といった多分野にわたる総合的な対策を推進すること、対策の実施にあたっては野宿を強いられた人々の人権に配慮し、民間支援団体の意見を聴くこと、野宿状態に陥ることを防止する予防策を行なうこと等において、与野党を越えた合意が事実上でき上がっていることは非常に心強いことです。また「公共施設からの排除を容易にする法整備」を求めると一部自治体の要求に対しても、そうした主張を退けた上で、「対策なき排除」「人権に配慮しない一方的な追い出し」を認めないという立場が党派を越えて共有されていることも、私たちの長年の訴えと合致しています。

私たちは今通常国会において、超党派の合意で「ホームレス自立支援法」が制定されることを切望しています。法律が制定された暁には、私たちは「自立支援」を目的とするこの法律が適正に運用され、対策の成果が野宿の当事者、野宿へと陥る危険性のある人々に確実に還元されるために、政府及び各地方自治体に対して積極的な提言と意見交換を行なっていきたいと考えています。ぜひ「ホームレス自立支援法案」を今国会で成立させるため、各党・各会派におかれましては最大限のご尽力をお願いいたします。

二〇〇二年四月二六日
NPO法人 釜ヶ崎支援機構、釜ヶ崎失業者連絡会、新宿連絡会、池袋連絡会、三多摩野宿者人権ネットワーク、NPO法人 ささしま共生会、NPO法人 北九州ホームレス支援機構、野宿者・人権資料センター

ホームレスの自立の支援等に関する
臨時措置法案（民主党案）

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
 - 第二章 国等の責務等（第四条―第九条）
 - 第三章 基本方針及び実行計画（第十条・第十一条）
 - 第四章 財政上の措置等（第十二条・第十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることにかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者であってこれに準じるものをいう。

（ホームレスに関する施策の目標）

第三条 ホームレスに関する施策は、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の確保、職業能力開発その他の方法による就業の機会の確保、公営住

ホームレスの自立の支援等に関する
特別措置法案（与党三党案）

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）
- 第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）
- 第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条―第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安

民主党案

宅の供給、民間の賃貸住宅への入居の支援その他の方法による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策を実施することにより、これらの者を自立させること。

- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、雇用の確保、生活相談その他の生活上の支援を行うことにより、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

第二章 国等の責務等

(国の責務)

第四条 国は、前条各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(ホームレスの自立への努力)

第六条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用す

与党案

定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

- 二 ホームレスとなることを余儀なくされる者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

民主党案

ること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

(民間団体の能力の活用等)

第八条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第九条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第三章 基本方針及び実行計画

(基本方針)

第十条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十三条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定されるものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、居住の

与党案

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、

民主党案

場所の確保並びに保健及び医療の確保に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活相談及び生活指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。以下同じ。)その他のホームレスの個々の事情に対応して総合的な支援を行うことによりその自立を支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

五 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項、地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項その他ホームレスに関する問題について実施すべき施策に関する基本的事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を作成しようとするときは、総務大臣及び法務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実行計画)

第十一条 都道府県は、基本方針に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するための計画(以下「実行計画」という。)を策定しなければならない。

2 地方自治法一昭和二十二年法律第六十七号第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び特別区並びにその区域内にホーム

与党案

その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県はホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区も含む。以下同じ)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住

民主党案

レスが多数存在する市町村として厚生労働大臣及び国土交通大臣が指定する市町村は、基本方針及び実行計画に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するための計画を策定しなければならない。

- 3 地方公共団体は、実行計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を反映させるよう努めるものとする。

第四章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十二条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十三条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月以内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十年三月三十一日

与党案

民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレス

民主党案

限り、その効力を失う。

理由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることにかんがみ、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

与党案

の自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を



ホームレス自立支援法制定運動と

笠井 和明

制定後の連絡会運動

連絡会では今、法制定後の運動方針についての本格的な議論を開始している。もちろん法制定は未だではあるものの、民主党案と与党案がほぼ同内容において出揃った時点で、残りは細部にわたる調整と、制定の時期の問題が残すのみである。運動団体としての基本的な出番は既に終わっている。

私たちは、私たちの力量において既に（一昨年来）十分な大衆行動を展開し切り、法案問題を大きくクローズアップさせて来た。民主党案、与党案の細部の違いは私たちの想定内の誤差でしかない。

飛ぶ鳥跡を濁さず。私たちはただ颯爽と次なるステージへと翔ぶだけである。

民主党案と与党案を比較対照すれば一目瞭然だが、基本骨格（国の責務としてのホームレス者への自立支援策の構築）において両者に大差はない。条項上において明らかな違いは各種メディアが指摘しているよう与党案に第11条「公共の用に供する施設の適正な利用の確保」が新設され加わった事などをマイナス要因とすれば、プラス要因は与党案、第3条に2項「就労機会の確保策が最重要点である事の留意」が新設され、また法の期限を10年と延長（5年後の見直し）された事などであろう。

このマイナス要因だけをクローズアップして「排除法案」と読む傾向に私たちは汲みしない。マイナス要因があるとしても全体としては妥当な線でまとまったというのが私たちの評価である。今日の社会においてこの法案が成立する事はマイナス面が大きいのか、それともプラス面の方が大きいのか？その判断は法案全文をお読

みなった方々に委ねる事にしたい。

私たちは「強制排除」とのたたかいは野宿者運動の最重要なファクターであると主張し、野宿者の生活基盤を今以上劣悪化させないための手段であると同時に、それは行政手法および社会的偏見を変えて行く契機になるのと考えて来た。もちろんその考えは今変わりはないが、この抵抗線を築くだけでは現状維持（野宿の固定化）にしかならず、他方においての野宿から脱するあらゆる施策を勝ち取る、もしくは自らの力で獲得する課題を抜きにしての排除とのたたかいはあり得ない事を常日頃から訴えて、自らもその立場で運動を続けて来た。この立場から与党案を評価するなら、確かに第11条が新設されたのは遺憾であり、削除すべきであると考えるが、他方でそれ以上に自立支援策が国の責務としてより広範により大規模に行われるのが法的に明記され、実施されるのであれば、妥協の余地があるという立場になる。

「排除」とのたたかいはと言うものの、私たちの「排除」とのたたかいは常に負けて来た。94年も、96年も新宿において徹底したたたかいをやったものの、実際に新宿の仲間達は追い出された。けれど「立ち退けど消え去らず」の精神で、行政手法を批判しながら、自らの生活基盤を建て直して来た。

では、「排除」とのたたかいに「勝つ」とはどういう事を指すのであろうか？対象を行政に限って言えば、排除をするまでもない野宿から脱せられる施策を当事者のニーズに合わせ実施させる事、そしてそれらの支援を受けながら多くの野宿者が「不法占拠」ではない形での生活基

盤を整え「社会復帰」を勝ち取る事、となるのではなからうか？決して現状を固定する事が「勝った」事にはならないのではなからうか？

私たちはそう考えている。

そんな事より、私たちは法に基づく施策が実際に実施される段階において、その施策が「排除の論理」にならないよう施策決定に深く関与し、路上の仲間のニーズに即した自立支援策の実を取る段階へと至らなければならない。だからこそ、そのための準備を現在進めている訳である。自ら勝ち取った法が自ら利用できないようでは運動団体の沽券に関わる問題である。

私たちは現在、以下の三点を整理しながら議論を開始している。1、「国の総合的施策に対して」2、「東京都の実施計画に対して」3、「新宿区に実施計画（新宿独自対策）を立てさせるために」。

この中でも自らの関与も含めて劇的に進めていかねばならないと考えているのは、3点目の課題である。

東京都はすでに昨年初頭に「ホームレス白書」を発表し、路上生活者対策の基本方針と3つの施設設置を含めた実施計画案を現在、都区共同の枠組みで実施している。いわゆる23区対策と言われるものである。が、現在の路上生活者対策は特人厚による「悪しき平等主義」が徹底されており、地域特性に即した対策が行われていない。その結果、緊急一時保護センターに入寮するだけでも10倍もの抽選を勝ち抜かねば自立支援施策に参加できないと云う矛盾が新宿区で発生している。これは単に施設数が足りないという量的な問題ではなく、新宿地域の仲間の現状に現行の自立支援策が対応できていない事から発生する問題だと考えざるを得なくなって来ている。23区内においていわゆる山谷圏の台東区などは、山谷対策と路上生活者対策の二重化の中で地域対策を射程に入れるとしても、台東

区に次ぐ1000名規模の人数が出たり入ったりする新宿地域には独自の就労対策もなく、23区で平面化された自立支援事業の一部しか回ってこない構造が、これらの矛盾に拍車をかけていると考えられる。

私たちは新たな法を活用してここにメスを入れて行きたい。旧来の「寄せ場」対策の延長ではなく、路上生活者対策としての地域対策を官民の力をあわせ、かつ地域住民の理解を得ながら樹立させて行く構想を早期に打ち立てる必要性が問われている。これは都政下において初の実験となるが、「強制排除」問題を仲間の力で克服してきた新宿だからこそ出来得る実験になるかと考える。

そのため連絡会では区内野宿者の概数調査、アンケート活動による定性調査を既に開始している。その結果はどういう形にせよ早急に公表していくつもりである。

新宿区には就労対策を軸とする新たな施策を行なってもらうつもりで私たちはいる。10年を目処にした腰を据えた対策を勝ち取るために私たちは区内における政策提言をまとめ、区や都との話し合いへと進んでいくだろう。

そして私たちも自らの責任で就労支援活動を今以上に広くしていかなければならない。そのため、連絡会の元に集う野宿者や元野宿者を中心にNPO法人の取得を目指す事にした（新宿連絡会の外郭事業団体として）。そのための準備会設立を準備している。

私たちはあえて困難な道を行きたいと思う。現状を固定した運動を続けていたら法の期限の10年なんてものはあっという間に過ぎ去ってしまうだろう。この勝ち取った10年を生かすも殺すも私たちの力にかかっていると考える。そして、そのためにはあらゆる領域における飛躍が問われる。私たちを支え続けてくれた人々と手を携えながら、連絡会は再び翔び立つ。

活動報告

5月1日、第8回新宿メーデー、全都の仲間360名が結集して元気よくたたかいました。

自立支援システムの改善求めて都庁交渉を立て続けに行なう。

池袋にW杯の影響？公園工事など物騒な動きにSTOP！

◇第8回新宿メーデー◇

5月1日、小雨降る新宿柏木公園で新宿メーデーが開催されました。今年で8回目となる新宿メーデーは新宿の仲間のみならず、全都各地で野宿する人々に呼びかけ、出来るだけ多くの仲間が参加できるよう努力しています。今年はこの呼びかけに応え、新宿、池袋の仲間はもちろんのこと、山谷圏（浅草、上野）の仲間や三多摩圏（立川、八王子）などの仲間も多く参加してくれ、総勢で360名の結集で開会する事ができました。柏木公園は高層ビルに囲まれたビル小さな公園ですが、これだけの人数が一同に集まると一瞬にして熱気あふれる場となり、各地の仲間と挨拶を交わしたり、旧友を暖めたりと、団結という言葉の素晴らしさが実感できます。

各地の報告を受ける集会の後、自立支援事業の拡大、拡充を求める都庁へのデモが出発しました。新宿の仲間200名はその先頭で元気よく、そして堂々と新宿の街並を闊歩してきました。



中央公園ではまとめの集会。雨もあがり新緑まぶしい公園の中で団結がんばろうの拳を高々と挙げ当日の行動を終えていきました。

◇自立支援事業改善！都庁交渉◇

前号のNEWSで報告した「要望書」に基づく東京都との代表交渉が4月12日（同時に都庁前集会を200名で行なう）、5月1日と2回に亘り都庁の中で行われました。

自立支援事業の改善を求める今回の交渉には大田寮入寮者な



ど実際に事業を受けている仲間が多く参加。具体的な改善点を提起し、議論を深めてきました。大田寮問題の中の相談（アセスメント）体制の不備については都庁側も認識を深め、この場においても改善への確約が取り、実際に改善されている事が確認されています。

が、事業体系全体の議論になると「検討する」が乱発。具体的に何を着手していくのが明確になりません。他方、ホームレス自立支援法制定を見据えて、労働、住宅分野との連携を今以上とるよう検討を開始しているとの前向きな発

言もありました。

と、言う事は、更なる改善は法制
定後となるのか？

これら推移を見守りながら今後も
都庁との建設的な議論を続けて行く
事を確認してきました。

◇池袋にW杯の影響？

右のチラシは豊島福祉事務所が配
付しているものです。

池袋の仲間達はこのチラシを見て
ゲラゲラ笑い転がっています。

「だったら住宅地の方が安全だな」
「新宿にでも行けて事かね？」「区
民にも同じ事お願いしてんのか
かね？」「300名分の避難所作ればいい
のに」

どうも福祉課のこのおかしな「お
願い」には、ほとんどの仲間は応じそうにもあ
りません（当たり前であるが）。池袋駅は山手線
の終点となるとの事でw杯に伴う「フーリガン対
策」に、今血眼になっているのです。

その関連で5月23日には南池袋公園の一部が工
事を理由に閉鎖。テントの仲間は工事期間中
（すなわちw杯が終わるまで）移転を余儀なくさ
れました。その他の公園も集中的に整備工事を
行なうとの事です。フーリガンがよほど怖い

らしい豊島区の過剰
反応と右往左往のお
かげで、とんだとば
っちりを池袋の仲間
は受けています。

もちろん池袋連絡
会の仲間は連日「交
渉」や「監視」を豊
島区の各部局と続け
仲間の実害を最小限
に食い留めようと必
死に活動していま
す。

↓世にも奇っ怪な豊島福祉のチラシ

路上生活者の皆さんへ

5月31日から「2002 FIFAワールドカップ」が、日本と韓国で共同開
催されます。試合会場は都内及び豊島区にはありませんが、多くの国内外のサポ
ーターが都内や近県を宿泊地として、各地での試合の観戦のため国内を移動する
と予想されています。

また、サッカーの試合に乗じて、放火・暴行・掠奪などの不法行為を行なう悪
質で暴力的なサポーターであるフーリガンの来日も予想されています。

試合前日や当日、あるいは試合が終了してから都内に集まったサポーターが繁
華街・公園等で騒いんだり、トラブルや暴力事件等の増加が心配されています。

「2002 FIFAワールドカップ」開催中《5月31日（金）～6月30日
（日）》は、繁華街や駅、公園等にはなるべく近付かないようして下さい。

また、高齢や障害・病気で、生活や医療に困る場合の相談は、豊島区役所本庁
舎1階の生活福祉課で行なっています。

平成14年5月20日

豊島区福祉事務所生活福祉課

◇日常活動◇

新宿、池袋とも新しい仲間が急増。炊出しに
集まる実数も100-200名近く増えています（新宿
炊出しで実数800名）。その結果、炊出しやパト
ロール、医療相談なども大変な作業量となっ
ています。

多忙な活動の日々につき、よろしかったらお
手伝いに来て下さい。

ボランティア募集！

新宿炊出し（準備・片付け）

毎週日曜 午後6時より7時半
ところ 新宿中央公園

池袋炊出し（準備・片付け）

第2、第4土曜 午後4時より6時
ところ 南池袋公園

医療相談会

第2日曜 午後7時より8時半
ところ 新宿中央公園

第2日曜 午前10時より正午
ところ 戸山公園

パトロール（夜回り）

新宿駅周辺 毎日曜 午後7時半～
中央公園 毎金曜 午後2時～
戸山公園 毎水曜 午後6時～
池袋駅周辺 毎水曜 午後9時～

*お問い合わせ先

090-3818-3450（笠井）もしくは、
メールshinjuku@tokyohomeless.com

正確かつ的確な情報は連絡会の命、路上のMI5(??)

ザ・情報屋

連絡会の活動紹介⑦

96年1月。東京都建設局は新宿駅四号街路の「強制排除」の日時を一切内外に公表しなかった。都庁内においても幹部級しか知らなかった、まさにトップシークレット。

が、連絡会諜報部隊は忍者の如く動き回りついに「1月24日早朝」と、その情報を入手。「いつかいつか」と浮つく仲間へすぐさま伝え、即座に臨戦体制を組んだ。そして事の成り行きは皆さまも御承知の通り。

どこから入手したかはもちろん秘密。情報提供者に迷惑をかけてはならぬ。

このように、連絡会のアンテナは行政や警察のあらゆる陰謀を即座にキャッチし、電光石火の運動をすぐさま対峙させる。

まあ、これは極端な例ではあるものの、情報公開が叫ばれて幾年も経つというのに、行政は情報をとにかく隠したが。そして例えば公開しても、それを伝達する方法を知らない。区役所に貼り紙でも貼っておけばみんな見るだろう。あとで文句言われても見なかったのが悪いと言いつつ。

行政などから正確な情報を聞きだし、その情報を路上の仲間へ広く伝達する。これは新宿連絡会が9年間地道にやり続けている活動である。毎週日曜に連絡会が発行する路上新聞(チラシ)は発行部数毎回1500枚。この新聞にその時々の情報(病気になった時の対応法、福祉の活用方法、仕事の探し方、野宿の仕方など)を詰め、炊出しの場やパトロールでとにかく無料配布する。もちろん渡す時は口でもきちんと説明をする。

路上の世界は情報(とりわけ生きるために必要な情報)から隔絶された世界なのである。そ

のため、一つの情報が伝言ゲームよろしく途中で変質してしまう事が良くある。人々が過酷で貧しい生活をしているとその不安から「悪い噂」というのも良く飛び交う。

それらを否定し、正確な情報を提供するのが私たちの役割である。

正確な情報を手に入れるため連絡会の情報収集部隊は今日も東京中の路上にアンテナを張り続けている。

果実のために花はある

今日の金曜日29日は各団闘争第一弾の国会前大集会！午前7時新宿区役所前に集まり、「屋根と仕事よこせ！」の高き国会にゆきつよ

今月のスケジュール

- 25日(月) 福祉行動
- 26日(火) 連絡会議
- 27日(水) 馬場パトロール
- 28日(木) 福祉行動
- 29日(金) 国会前大行動
- 30日(土) 中央公園パトロール
- 31日(日) 炊出し準備行動
- 炊出し作業会
- 炊出し配布
- パトロール

新宿連絡会

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会 2005年3月24日 第15期 No.82

白紙11本線1-25-11 山行労働者福祉会館511 090-3818-3450 www.tokyohomeless.com

連絡会が毎週1500部発行し無料配布している路上新聞

求め！路上のあらゆる情報

情報料はお支払いできませんが、いろんな情報を連絡会に教えて下さい。

新宿連絡会2001年度会計報告（最終確定版）

収入)	支出)																																																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>①緑フォーラムより義援金</td><td style="text-align: right;">¥2,000,000</td></tr> <tr><td>②炊出し部門寄付</td><td style="text-align: right;">¥674,065</td></tr> <tr><td>③活動部門寄付</td><td style="text-align: right;">¥156,675</td></tr> <tr><td>④通信部門寄付</td><td style="text-align: right;">¥52,550</td></tr> <tr><td>⑤越冬闘争寄付</td><td style="text-align: right;">¥186,815</td></tr> <tr><td>⑥その他寄付</td><td style="text-align: right;">¥1,349,856</td></tr> <tr><td>⑦事業収益</td><td style="text-align: right;">¥22,100</td></tr> <tr><td>⑧前年度繰越金</td><td style="text-align: right;">¥2,577,353</td></tr> <tr><td>合計)</td><td style="text-align: right;">¥7,019,414</td></tr> </table>	①緑フォーラムより義援金	¥2,000,000	②炊出し部門寄付	¥674,065	③活動部門寄付	¥156,675	④通信部門寄付	¥52,550	⑤越冬闘争寄付	¥186,815	⑥その他寄付	¥1,349,856	⑦事業収益	¥22,100	⑧前年度繰越金	¥2,577,353	合計)	¥7,019,414	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>①炊出し事業費</td><td style="text-align: right;">¥720,713</td></tr> <tr><td>②医療活動事業費</td><td style="text-align: right;">¥123,675</td></tr> <tr><td>③パトロール事業費</td><td style="text-align: right;">¥302,661</td></tr> <tr><td>④その他の活動関連費</td><td style="text-align: right;">¥729,018</td></tr> <tr><td>⑤福祉面会関連費</td><td style="text-align: right;">¥140,060</td></tr> <tr><td>⑥自立支援事業費</td><td style="text-align: right;">¥525,620</td></tr> <tr><td>⑦教宣活動関連費</td><td style="text-align: right;">¥1,229,409</td></tr> <tr><td>⑧事務費</td><td style="text-align: right;">¥989,346</td></tr> <tr><td>⑨越冬事業費</td><td style="text-align: right;">¥714,502</td></tr> <tr><td>⑩文化娯楽事業費</td><td style="text-align: right;">¥59,146</td></tr> <tr><td>⑪裁判関連費</td><td style="text-align: right;">¥100,000</td></tr> <tr><td>⑫池袋関連事業費</td><td style="text-align: right;">¥457,247</td></tr> <tr><td>⑬雑費</td><td style="text-align: right;">¥21,100</td></tr> <tr><td>⑭次年度繰越金</td><td style="text-align: right;">¥906,917</td></tr> <tr><td>合計)</td><td style="text-align: right;">¥7,019,414</td></tr> </table>	①炊出し事業費	¥720,713	②医療活動事業費	¥123,675	③パトロール事業費	¥302,661	④その他の活動関連費	¥729,018	⑤福祉面会関連費	¥140,060	⑥自立支援事業費	¥525,620	⑦教宣活動関連費	¥1,229,409	⑧事務費	¥989,346	⑨越冬事業費	¥714,502	⑩文化娯楽事業費	¥59,146	⑪裁判関連費	¥100,000	⑫池袋関連事業費	¥457,247	⑬雑費	¥21,100	⑭次年度繰越金	¥906,917	合計)	¥7,019,414
①緑フォーラムより義援金	¥2,000,000																																																
②炊出し部門寄付	¥674,065																																																
③活動部門寄付	¥156,675																																																
④通信部門寄付	¥52,550																																																
⑤越冬闘争寄付	¥186,815																																																
⑥その他寄付	¥1,349,856																																																
⑦事業収益	¥22,100																																																
⑧前年度繰越金	¥2,577,353																																																
合計)	¥7,019,414																																																
①炊出し事業費	¥720,713																																																
②医療活動事業費	¥123,675																																																
③パトロール事業費	¥302,661																																																
④その他の活動関連費	¥729,018																																																
⑤福祉面会関連費	¥140,060																																																
⑥自立支援事業費	¥525,620																																																
⑦教宣活動関連費	¥1,229,409																																																
⑧事務費	¥989,346																																																
⑨越冬事業費	¥714,502																																																
⑩文化娯楽事業費	¥59,146																																																
⑪裁判関連費	¥100,000																																																
⑫池袋関連事業費	¥457,247																																																
⑬雑費	¥21,100																																																
⑭次年度繰越金	¥906,917																																																
合計)	¥7,019,414																																																

昨年度はこの他米、衣類など現物でのカンパを多く頂きました。どうもありがとうございました。おかげで日常活動（炊出し、医療相談など）が滞りなく出来、また、行政要求行動も国を射程に入れた取り組みを継続的かつ大規模に行うことができ、念願の「ホームレス自立支援法」も制定間近の所まで押し上げてきました。今年度も法制定を見通し、創意溢れる先駆的な取り組みを行っていくつもりです。引き続きの御支援をお願い致します。
 (新宿連絡会事務局一同)

路上文芸総合雑誌

露宿

18号好評
発売中！
p38 p5版 500円



「露宿」の定期購読は連絡会郵便振替口座でも出来ます。4回分2500円、8回分5000円（共に送料こみ）。限定1000部の希少雑誌につき確実に御手元に届く定期購読をお勧めします。

購読申し込み方法

郵便振替用紙（00160-6-190947ろじゅく編集室）に定期購読もしくは継続購読とお書きになり、住所、氏名を明記の上送金して下さい（発行ごとに郵送します）。尚、郵便振替の他、切手での受け付けもしております。FAX、メールにても注文承り中。

路上文芸総合雑誌「露宿 (ROJUKU)」(隔月刊)

〒170-0014 東京都豊島区池袋 1-14-5-13

TEL/FAX 03-3981-6746/090-3818-3450 (笠井)

Eメール・rojuku@d9.dion.ne.jp

URL・http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/

郵便振替口座 00160-6-190947 加入者名「ろじゅく編集室」

第9回新宿夏まつり

前夜祭 2002年8月17日(土) 夕方5時より中央公園ポケットパーク
(慰霊祭、カラオケ大会など)

本 祭 2002年8月18日(日) 昼より中央公園ちびっこ広場
(青空床屋、ゲーム、音楽演奏、炊き出し、盆踊りなど)

あっと言う間夏まつり、あっと言う間に9回目、だくと夏まつりにや金がかる。
賛同費(一口2000円)募集してます。ご協力を!

第9回新宿夏まつり実行委員会

〒160-0015 東京都新宿区大京町3新大京マンション304号スペースかぼす気付TEL03-5367-5666(稲葉呼出)
郵便振替口座00170-1-723682「新宿連絡会」夏まつり賛同費と記入下さい。

新宿連絡会会計報告(2002年4月期速報)

常時財政ひっ迫。引き続き暖かいご支援を御願い致します!

収入)		支出)	
		①炊出し事業費	¥119,625
		②医療活動事業費	¥0
①炊出し部門寄付	¥26,100	③パトロール関連費	¥19,125
②活動部門寄付	¥12,100	④活動関連費	¥103,090
③通信部門寄付	¥4,600	⑤福祉面会関連費	¥12,821
④その他寄付	¥104,100	⑥自立支援事業費	¥10,800
⑤事業収益	¥800	⑦教宣活動関連費	¥79,949
⑥前期繰越金	¥906,917	⑧事務費	¥31,432
		⑨池袋関連事業費	¥39,945
		⑩雑費	¥1,580
		⑪次期繰越金	¥636,250
合計)	¥1,054,617	合計)	¥1,054,617

Shinjuku & Ikebukuro 連絡会NEWS/VOL.29

2002年5月24日発行(隔月刊) 定価100円

編集・発行 新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議(新宿連絡会)&池袋野宿者連絡会

〒111-0021東京都台東区日本堤1-25-11山谷労働者福祉会館交付

電話・FAX 03-3876-7073もしくは090-3818-3450(笠井)

カンパ金送付先・郵便振替口座00170-1-723682「新宿連絡会」

メール・shinjuku@tokyohomeless.com <http://www.tokyohomeless.com>

編集協力・ろじゅく編集室 東京都豊島区池袋1-14-5-13 <http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/>